

「クローン技術規制法」に基づく「特定胚の取扱いに関する指針」の改正について

趣旨

- 令和4年2月、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）が、核置換技術を用いたミトコンドリア病に関する基礎的研究のために新たに受精胚を作成することを容認
- 文部科学省の委員会で「特定胚の取扱いに関する指針」見直しの検討を行い、改正案を取りまとめ

現行指針の概要

- 作成できる胚と作成目的を限定：下記3種類の特定胚に限り、作成・取扱い可

作成できる特定胚	作成目的
人クローン胚	治療が困難な疾患等の患者に対する再生医療に関する基礎的研究（ヒトES細胞を作成する研究に限定）
動物性集合胚	限定せず幅広い研究が可能
<u>ヒト胚核移植胚</u>	ミトコンドリア病に関する基礎的研究（既存受精胚の使用に限定）

今般の改正概要

- ヒト胚核移植胚の作成のために、新たに生殖細胞の提供を受けて作成した受精胚を用いることを可能とするため、提供を受ける生殖細胞の要件や、除核卵の作成に未受精卵及び卵割期の受精胚を分割した胚を用いることを可能とすること等を規定
- 受精胚、生殖細胞及び体細胞の提供に際し、提供者等に同意を得る手続を書面により行うことを、電磁的方法により行うことも可能とする

